

所管事務調査報告書

資料編

・・・ 豪雨対策について ・・・

東京都狛江市議会
総務文教常任委員会

目 次

提言の整理一覧表

1. はじめに	... 1
(1) 総務文教常任委員会のテーマの選定について	... 1
(2) 調査について	... 1
2. 豪雨対策 被害軽減に向けたハード面の取り組みについて (調査)	... 2
(1) 台風第19号の経路と被害状況について	... 2
(2) 猪方・六郷排水樋管の操作状況について	... 3
(3) 国土交通省京浜河川事務所視察の内容について	... 4
3. 豪雨対策 被害軽減に向けたハード面の取り組みについて (提言)	... 8
(1) 樋管の開閉について	... 8
(2) 多摩川水量の調整と排水作業について	... 8
4. 豪雨対策 被害軽減に向けたソフト施策について (調査)	... 9
(1) 台風第19号における本市の現状について	... 9
(2) 市民への情報伝達 (浸水状況・大雨情報) について	... 9
(3) 本市における災害見舞金等被災者支援対策について	... 10
(4) 避難所運営について	... 11
(5) 人材育成・専門的知識を有する職員の確保について	... 12
(6) ハザードマップについて	... 12
5. 豪雨対策 被害軽減に向けたソフト施策について (提言)	... 12
(1) 住民目線に立った情報伝達のあり方について	... 12
(2) 避難所運営	... 13
(3) ハザードマップの効果的活用方法	... 13
(4) 近隣自治体や関係機関との連携	... 14
(5) 行政と住民の連携	... 14
6. その他意見について	... 15
7. 終わりに	... 16
8. 開催状況	... 17
9. 総務文教常任委員名簿	... 18

提言の整理一覧表

被害軽減に向けたハード面の取り組みについて
(1) 樋管の開閉 ・流向計情報の活用
(2) 多摩川水量の調整 ・貯留池の検討 ・ダムの実運用の確認 ・多摩川河床掘削の把握 ・根川の川幅の拡張の要望
(3) 排水作業 ・排水能力の引き上げの検討 ・排水機場(ポンプ場)の検討 ・排水ポンプ車導入の検討 ・排水作業の遠隔化、排水作業退避時の基準の整備 ・雨水浸透設備の整備充実
被害軽減に向けたソフト施策について
(1) 住民目線に立った情報伝達のあり方 ・災害対策本部と関係部署の連携の確保による正確な情報提供 ・SNS等も活用した防災情報、避難所情報等の多様な提供方法の検討 ・行政の取り組み内容の分かりやすい情報提供
(2) 避難所運営 ・複合災害に対する備え ・施設のバリアフリー化やトイレの整備の検討 ・スマートフォン等の充電設備の検討 ・女性目線での避難所運営の検討(防犯の観点からも)
(3) ハザードマップの効果的活用方法 ・ハザードマップに対する正しい理解を促すための機会の提供 ・行政と住民のコミュニケーションツールとしての活用の検討
(4) 近隣自治体や関係機関との連携 ・隣接する自治体や関係機関との緊密な連携
(5) 行政と住民の連携 ・自主防災組織の支援・育成 ・浸水被害軽減に向けた取り組みの啓蒙

1. はじめに

(1) 総務文教常任委員会のテーマの選定について

近年、短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発し、特に宅地等の開発が進んだ都市部では、急激な増水による道路や住宅の浸水、アンダーパス等の地下道の水没といった被害も発生している。気象庁では、1時間における降水量が50ミリ以上80ミリ未満を「非常に激しい雨」、80ミリ以上を「猛烈な雨」と表現していて、ともに年間の発生件数は増加しており、最近10年間（2007年～2016年）と統計期間最初の10年間（1976年～1985年）と比べると50ミリ以上の雨の年間発生件数は、1.3倍、80ミリ以上の雨の場合、年間発生件数は約1.7倍と増えている。

そのような中、令和元年9月8日、台風第15号は、神奈川県から東京湾を通過した後、千葉県を直撃し、茨城県から太平洋に抜けた。強い勢力を維持したまま千葉県に上陸した台風第15号は、千葉県中央区で57.5メートルという観測史上1位の最大瞬間風速を記録し、他にも千葉県では9つの観測地点で記録を更新した。風速40メートル以上の風は、時速に換算すると140キロ以上になる。それだけの風が街を駆け抜けた結果、屋根が飛び、樹木が折れ、電気や水道などのライフラインにも深刻なダメージを与えた。

このことを受け、総務文教常任委員会では今回の調査事項である「1 危機管理（消防・防犯・情報）」について、台風による被害としては多摩川をかかえる本市では、雨による被害が最も懸念されるとし、令和元年9月12日にテーマを「豪雨対策」とし、調査を開始した。

その後、10月6日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風（以下「台風第19号」）は大型で猛烈な台風となり、東京都では10月10日から12日にかけて暴風や大雨となる。この台風により狛江市においても浸水による大きな被害を被った。

(2) 調査について

調査の経過については、前述した台風第15号の被害状況について、所管部署から市における防災対策、特に風水害の対応について聴取した。また、調査中に発生した台風第19号により市内で水害が発生したことから、所管部署外ではあったが、環境部の協力をいただき、台風第19号における水門開閉状況の聴取、六郷・猪方排水樋管の現地調査により、現状の把握や課題の整理を行った。さらに、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所への視察では、多摩川の出水概要・現状を学び、今後の浸水被害軽減対策の推進を図りたいと考えた。

その上で、これらの提言を、「被害軽減に向けたハード面の取り組みについて」

と、「被害軽減に向けたソフト施策について」の大きく2つに整理するとともに、その他意見として「市民の声を聴く会」の意見等も付記し、今後本市が豪雨対策による浸水被害の軽減に向けて取り組むよう報告書として取りまとめを行ったものである。

2. 豪雨対策 被害軽減に向けたハード面の取り組みについて（調査）

（1）台風第19号の経路と被害状況について

10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わる。台風第19号の接近・通過に伴い、広範囲で大雨、暴風、高波、高潮となる。雨については、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超え、特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となる。降水量については、6時間降水量は89地点、12時間降水量は120地点、24時間降水量は103地点、48時間降水量は72地点で観測史上1位を更新した。

狛江市においても45年ぶりに災害対策本部（10月12日13時設置）を設置するほどの未曾有の災害であり、多摩川に接する六郷排水樋管及び猪方排水樋管周辺で、広範囲にわたり浸水被害が発生した。

被害状況

ア. 住家被害

床上浸水102棟・134世帯、床下浸水199棟・314世帯

イ. 罹災証明書等発行件数

罹災証明書215件、被災届出受理証明書48件

ウ. 公共施設（市管理施設を含む）

根川地区センター床上浸水

災害用備蓄倉庫（西和泉体育館）床上浸水

エ. 公園・グラウンド

西和泉グラウンド（浸水）

多摩川緑地公園グラウンド（浸水）

オ. その他市施設

こまほっとシルバー相談室（床上浸水）中和泉4-23-1

地区消防隊器具置場（床上浸水）中和泉4-16-2

カ. ライフライン被害状況

(ア) 電気

停電発生：10月12日20時58分

該当世帯：3, 503世帯（猪方1～4丁目、東和泉1～3丁目、
元和泉1丁目）

全面復旧：10月12日22時47分

(イ) ガス

被害なし

(ウ) 水道

被害なし

(エ) 電話

電話不通：西和泉一丁目（多摩川住宅イー1～15棟）

故障数46台

西和泉二丁目（多摩川住宅ニー1～15棟）

故障数112台

(オ) 道路

ⓐ 物理的被害 なし

ⓑ 道路冠水

・根川流域付近（西和泉1・2丁目、中和泉4・5丁目）

・猪駒通り付近（駒井町1・3丁目、猪方2丁目）

(2) 猪方・六郷排水樋管の操作状況について

ア. 排水樋管の役割

排水樋管は、下水道雨水幹線の雨水を河川に放流するために堤防を横断して設置され、放流先河川の水位が上昇した際は下水道雨水幹線への逆流を防止するための施設である。ただし、市内に雨が降っている際に、樋管を閉めると雨水を河川に放流できなくなるため、雨水が低地に溜まり、内水氾濫を起こす恐れがある。

イ. 猪方排水樋管の操作状況

10月12日

16時30分 狛江市 避難勧告発令

19時30分 石原水位観測所水位が6メートルを超えたため、安全を考慮して職員は退避。引き続き降雨が見込まれたこと、多摩川

への流れが確認できたことにより、開門のままとした。

10月13日

- 0時30分 市内の雨が小康状態となったため、閉門し消防ポンプにて排水を開始
- 2時13分 気象庁 大雨警報解除
- 2時30分 多摩川の水位が下がったため、開門
- 2時45分 冠水解消
- 8時19分 気象庁 大雨注意報解除

ウ. 六郷排水樋管の操作状況

10月12日

- 16時30分 狛江市 避難勧告発令
- 18時00分 六郷さくら通りの冠水拡大、消防団ポンプ車増より、樋管を閉め、排水作業継続（石原水位観測所5.77メートル）
- 18時20分 樋管を閉めたことにより、冠水範囲がさらに拡大、樋管を開け排水作業継続
- 19時30分 石原水位観測所で水位が6メートルを超過したため安全を考慮して職員退避
引き続き降雨が見込まれたこと、多摩川への流れが確認できたことにより、開門のままとした。
- 23時00分 石原水位観測所の水位が6.24メートルとなったが、市内の雨が小康状態となったため、閉門し常設ポンプにて排水開始、その後多摩川の水位を監視しながら開門

10月13日

- 2時13分 気象庁 大雨警報解除
- 2時50分 冠水解消
- 8時19分 気象庁 大雨注意報解除

(3) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所視察の内容について

令和2年1月14日に国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所を訪問し、地域が連携し、河川における対策、流域における対策、ソフト対策の組み合わせにより社会経済被害の最小化を目指す「多摩川緊急治水対策プロジェクト【中間とりまとめ】の概要」について聞き取りを行った。

ア. 多摩川緊急治水対策プロジェクト【中間とりまとめ】の内容

- ① 被害の軽減に向けた治水対策の推進（河川における対策）

《課題》

- ・多摩川では、都市部の人口が密集した中～下流部で氾濫危険水位を大きく超えた
- ・世田谷区玉川地先で溢水氾濫が発生した

《今後の方向性》

被害軽減に向けた治水対策の加速化

《主な取り組みメニュー》

- 洪水の流下能力を向上させる取組
 - ・河道の土砂掘削、樹木伐採による水位低減
 - ・堤防整備は掘削土を活用
 - ・流下阻害の横断工作物（堰）の改築

⑥ 地域が連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）

《課題》

- ・多摩川本川の水位上昇に伴い、内水氾濫の被害が発生

《今後の方向性》

- ・地域及び関係機関等が連携して浸水被害軽減対策について検討し取組を推進

《主な取り組みメニュー》

- 浸水被害を軽減する取組
 - ・流出抑制施設の整備等
 - ・移動式排水設備の整備
 - ・既存施設の活用による雨水貯留
 - ・土のう、止水板等備蓄資材の配備
 - ・下水道樋管等のゲート操作の確実な実施

⑦ 減災に向けた更なる取組の推進（ソフト対策）

《課題》

- ・同時多発的な被害発生により、情報が膨大となり、状況把握・情報伝達・避難行動が円滑に進まない

《今後の方向性》

- ・関係機関等が連携し、円滑な水防・避難行動のための体制等の充実を図る

《主な取組メニュー》

- 防災情報の共有化及び重要度に応じた情報の伝達方法の選択のための

取組

- ・自治体との光ケーブル接続
- ・簡易型河川監視カメラの設置
- 関係機関が連携した水害に対する事前準備のための取組
 - ・多機関連携型タイムラインの策定、運用
 - ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定の促進のための講習会実施
 - ・講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進
 - ・自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施

イ. 質疑応答

(ア) 水門関係

Q 1 : 多摩川流域では、水門等がいくつあり、それぞれどこで管理をしているのか。

A 1 : 多摩川本川において水門等は108か所あり、河川管理者である国及び地方自治体等で管理している。

Q 2 : 増水時の操作等マニュアルはあるか。

A 2 : 国で管理している水門等については、増水時の操作マニュアルがある。

Q 3 : 水門を閉める判断は、いつ誰が指揮をとり、どのような状況時に行うのか。また、流域全体での情報共有はどのようにしているのか。

A 3 : 国管理施設の水門操作の判断については事務所長が行うことになっている。主な閉操作の判断基準は、それぞれの施設において近隣水位観測所から操作の必要な水位に達し、かつ多摩川が逆流した場合となる。なお、流域全体での情報共有は行っていない。

Q 4 : 六郷排水樋管・猪方排水樋管の設計上における条件や制約のようなものはあるのか。樋管自体の大型化の可能性はあるのか。

A 4 : 主に洪水時における多摩川の流水を阻害しないことが条件になると考えている。樋管の大型化についてはまず考え方をご相談いただければと思う。

(イ) 内水の排水について

Q 1 : 有事の際、国土交通省の排水ポンプ車が排水作業を行う取り決め等の計画書はあるか。また、多摩川が増水した場合でも、排水作業は可能か。今回の台風第19号で、国のポンプ車は出動したのか。

A 1 : 国土交通省所管の排水ポンプ車が排水作業を行う取り決め等の計画書はない。自治体において災害が発生し、排水ポンプ車等の支援が必要な場合には、支援要請の手続きに従って要請していただくことになる。

なお、機械は無償で貸与できるが、機械の運搬や運転にかかる費用は原則、要請者負担となる。

また、多摩川が増水した場合、排水作業が可能か否かについては、その時の多摩川の水位状況や、現地で排水作業に従事する者の安全が確保できるか等、その時々状況によって変化するものであるため、画一的な回答は困難である。水位条件という前提であれば、多摩川における河川整備・管理の高さ基準である計画高水位を超えなければ排水可能である。台風第19号では、自治体からの支援要請を受けて関東地方整備局より排水ポンプ車を派遣した。

Q2：流域自治体の雨水の多摩川への放流基準はどのようなものか。

A2：主に洪水時における多摩川の流水を阻害しないことが条件となる。

(ウ) 河川の水位関係

Q1：小河内ダムの事前放流及び台風当日の放流について、いつどのように行われたのか。その影響についてはどうか。

A1：小河内ダムの管理者である東京都水道局から聞いた情報では、小河内ダムは降った雨に対して、洪水ピーク時には少ない量の放流を行い、洪水による急激な水位上昇を押さえていたとのことである。

Q2：砂利が河床に堆積する理由について

A2：堰上流と堰下流では、堰上流に土砂が溜まる傾向にある。可動堰においては、通常取水のため堰ゲートを立てているが、洪水時には倒伏させ流れを阻害しないようにしている。洪水がしばらくしない場合には、土砂が溜まりやすくなることもある。定期的に調査し、平時においてもしばらく倒伏させ、洪水時になるべく土砂が溜まらない等の工夫をしながら操作・運用をしていく必要がある。

Q3：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と流域自治体の連携についてはどのような状況か。

A3：多摩川流域協議会や多摩川流域大規模氾濫減災協議会等において議論しているところである。

Q4：内水氾濫を起こさないための対策について

A4：国としては、洪水時に多摩川の水位を低減させることである。流域では、雨水浸透や雨水貯留施設、下水道整備等様々な対策が考えられるので今後、流域関係自治体と連携しながらの検討が必要不可欠である。

Q5：多摩川上流ダム設備の役割等を下流域自治体住民へ理解をしてもらうため、啓蒙していく視点が必要ではないか。

A5：多摩川上流のダム等については、東京都が所管の施設となっている。様々なご意見を踏まえながら、今後関係自治体とも連携していきたいと

考えている。

3. 豪雨対策 被害軽減に向けたハード面の取り組みについて（提言）

（1）樋管の開閉について

猪方・六郷の樋管については流向計が設置され、市民もホームページ上で流向計情報を閲覧することができるようになっている。多摩川の増水時においては、この流向計情報を活用しながら樋管の開閉を適切に行うことを要望する。

（2）多摩川水量の調整と排水作業について

昨年本市における台風第19号による浸水など踏まえ、浸水被害を最小限に抑えるための取り組みを進めていかなければならない。

このため、今後は、「狛江市下水道総合計画」での浸水対策を進める考え方だけでなく、国（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）・東京都・多摩川流域自治体と連携を深め、治水対策の推進、地域が連携した浸水被害対策を進めるべきである。

また、令和元年12月16日には国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所より「出水概要 台風第19号(令和元年10月11日～13日)による出水(多摩川、鶴見川、相模川)」が発表された。今後は、出水概要の内容についてさらに詳しく情報収集に努めるとともに、本市における浸水被害状況の精査を行う必要がある。

そのことを踏まえ、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所がまとめた最新の「多摩川緊急治水対策プロジェクト」と本市がまとめた「令和元年東日本台風に伴う浸水被害対策最終報告」を元に以下の浸水対策に取り組んでいくべきである。

ア. 多摩川水量の調整

- ・貯留池の検討
- ・多摩川河床掘削による水位低減の実施
- ・根川の川幅拡張の可能性の検討

イ. 排水作業

- ・排水能力の引き上げの検討
- ・排水機場（ポンプ場）の検討
- ・排水ポンプ車の導入の検討
- ・排水作業の遠隔化や排水作業退避の基準整備

- ・雨水浸透設備の整備充実

4. 豪雨対策 被害軽減に向けたソフト施策について（調査）

（1）台風第19号における本市の現状について

狛江市においては、多摩川の水位上昇により、2か所の雨水幹線（多摩川雨水幹線・根川雨水幹線）の放流が十分にできず、低地部で多数の浸水被害が発生した。

今回の浸水では、雨水の排水不良による内水氾濫と雨水幹線への逆流が複合して浸水を発生させたと考えられる。

（2）市民への情報伝達（浸水状況・大雨情報）について

多摩川・野川の水位上昇に伴い警戒レベル・避難情報が発令された。

日 時	内 容	備考
12日 15時30分	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	自主避難 を避難所 に切替
12日 16時30分	警戒レベル4・避難勧告発令	
13日 0時00分	一部地域の警戒レベル4・避難勧告解除	
13日 6時15分	狛江市内全域の警戒レベル4・避難勧告解除	

市民への情報伝達方法については、委員より以下のような意見が出された。

- ア. 過去に発生した地域ごとの浸水被害情報や降雨の情報・予測についても情報発信を図ってほしい。
- イ. 行政から情報発信をするだけでなく、市民から行政に対して浸水等に関する情報を提供する方法など、情報を双方向に伝達できる仕組みを構築してほしい。
- ウ. 現在作成されている「狛江市防災マップ」「洪水ハザードマップ」などのリーフレットについては、改めて見直しを行うことで内容を充実させ、市内全戸配布を行ってほしい。
- エ. 狛江市防災ガイドの作成に合わせ、スマートフォン用防災アプリ「狛江市防災マップアプリ」の活用方法を再度検討してほしい。
- オ. タイムライン（狛江市風水害に関する事前行動計画）の策定に伴い、今後は「マイ・タイムライン」の取り組みを拡大する必要があるのではないか。

- カ. 現在公開されている市内河川水位情報に加え、河川水位監視カメラを活用して浸水状況の把握を行い、必要に応じて市のホームページにリアルタイムで公表してほしい。
- キ. 自助という観点から逃げる訓練も必要である。しかし、状況によっては逃げることで危険が増大する場合がある。垂直避難の方法などを含めてそのような情報伝達訓練や避難訓練も行う必要があるのではないか。

(3) 本市における災害見舞金等被災者支援対策について

- ア. 災害見舞金（安心安全課）
床上浸水の被害を受けた方に1世帯または1事業所あたり3万円を見舞金として支給
- イ. 災害特例見舞金（安心安全課）
令和元年10月12日現在、西和泉全域、猪方2丁目、駒井町1丁目、3丁目、中和泉4丁目・5丁目の対象地域に住所があり、床上浸水の被害に対する（3万円）の対象とならない方に1世帯または1事業所あたり1万円を見舞金として支給
- ウ. 災害援護貸付（地域福祉課）
災害で被害を受けた市民に対し、災害援護資金の貸付を行い、被災者の生活の立て直しをする制度
- エ. 消毒費用の助成（健康推進課）
台風第19号により床上浸水した家屋の消毒を業者に依頼し、それに要した費用を助成
- オ. 災害救助法の適用に伴う住宅の応急修理（まちづくり推進課）
壊れた床の修理、壊れた戸・窓の補修、ガス・電話等の配管や配線の補修、壊れた便器・浴槽等の取り替えなど、日常生活に必要最小限度の部分に対して
 - ・準半壊の場合 1世帯あたり30万円以内
 - ・半壊の場合 1世帯あたり59万5千円以内
- カ. 狛江市住宅補修緊急支援事業補助金（まちづくり推進課）
令和元年台風第19号で被害を受けた住宅を所有する居住者に対し、その住宅の補修工事費を補助する制度
- キ. 被災者生活再建支援制度（地域福祉課）
住宅の建設、購入、補修または賃借に要した費用を補助することにより、被災者世帯の生活再建を支援することを目的とした制度
- ク. 各種減免
 - ・保育料、利用者負担額の減免（児童青少年課）

- ・市税の減免（課税課）
 - ・国民健康保険税及び一部負担金の減免（保険年金課）
 - ・後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免（保険年金課）
 - ・介護保険料及び介護サービス費等の利用料の減免（高齢障がい課）
 - ・障害福祉サービス・児童福祉通所等利用者負担額の減免（高齢障がい課）
 - ・児童手当・特例給付・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度等の申請手続きの延長（子育て支援課）
 - ・心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当・特例障害者手当・障害福祉手当・難病者福祉手当等の申請手続きの延長（高齢障がい課）
 - ・下水道使用料の減免（下水道課）
 - ・証明書の手数料の減免（市民課）
- ケ. 農業災害見舞金（地域活性課）
 台風第19号により農地に被害を受けた方で、農地の浸水被害面積がおおよそ500平方メートルを超えた方。見舞金として3万円を農地所有者に対して支給
- コ. 小・中学生の就学援助措置（学校教育課）
 台風第19号により被災した児童生徒等に対して、学用品・通学用品等支給

（4）避難所運営について

- ア. 行政側の課題
- ・被災者支援と同時に避難所の受け入れ能力の課題
 - ・避難所運営に不慣れな職員への対策
 - ・人出やノウハウの差による被災者支援の格差
 - ・被災者の健康維持、持病を見逃さないための方策
 - ・避難所での性被害リスクを前提とした避難所運営対策
 - ・女性が安心して着替えや授乳ができる設備、及び避難者のプライバシーに配慮した避難所体制
 - ・新型コロナウイルス感染症対策
 - ・実際の避難率10%程度でも避難所の密度が高くなってしまう可能性があることから、避難所の適正な人数制限の必要性と考え方の整理
 - ・福祉避難所や福祉避難スペースでの対応が可能な人材の配置の対策
- イ. 住民側の課題
- ・警戒レベル発令の認識
 - ・避難のタイミング、避難手段
 - ・新型コロナウイルス感染症対策

(5) 人材育成・専門的知識を有する職員の確保について

人材育成の問題は、技術の継承や専門職を確保することが重要であり、その対応については、今後検討が必要である。

ア. 災害対策に関する情報の蓄積や共有化

過去の災害事例等について職員・消防団・議員等、関係各所で共有を図ることが必要である。例えば緊急事態発生時に関係者誰もがポンプ操作並びにシステムに関わることができるようにする体制確保等も求められる。

イ. 防災業務の標準化

関係機関が連携して行う処理手順等を明確にし、標準化を進め、迅速で的確な災害対策のレベル向上を図る必要がある。

ウ. 関係機関等の緊密な連携

関係機関等が連携してネットワークを形成する体制づくりが必要である。

エ. 研修機会の確保

研修機会を制度化し、効果的・実践的な内容のプログラムを定例的に実施する等、より充実した支援が必要である。また、その研修内容が有効かどうか評価することも合わせて行うことも大切である。

オ. 実践的な訓練

災害発生時を想定しての実践的な訓練を実施し、個人の対応能力のみならず組織として、関係機関との連絡・調整機能の検証を行う必要がある。

(6) ハザードマップについて

風水害の発生時は、浸水の恐れがある施設やスペースへの避難はできないことから、市民が避難する場合、震災時の避難行動とは異なったものになる。風水害の発生時には市が作成したハザードマップの想定に近い形で洪水・浸水等の被害が発生すると考えられることから、市民の適正な避難を促すツールの一つとして、このハザードマップをどの様に活用すべきか検討を行う必要がある。

5. 豪雨対策 被害軽減に向けたソフト施策について（提言）

(1) 住民目線に立った情報伝達のあり方について

住民の迅速・的確な避難行動に結びつけるため、災害時には災害対策本部と関係部署の連携がしっかりとなされ、住民の判断に役立つような正確で分かりやすい情報を発信できる体制となっていることが重要である。

また、防災行政無線の戸別受信機の普及促進、地上デジタル放送や携帯端末等

を活用した防災情報提供手法の検討、SNSを活用した双方向の情報提供等、多様な情報伝達手段の整備・確保が必要である。合わせて、国にも防災行政無線等の整備促進を働きかけることも必要である。

避難行動要支援者に必要な対策としてはより丁寧な情報伝達体制の整備があげられる。本市においても福祉保健部を中心として、平時から社会福祉協議会・民生委員・介護保険制度関係者・障がい者各種団体等の福祉関係者の連携を深め、発災時はこれらのネットワークを避難勧告等の伝達に活用することが重要である。

また、「狛江市下水道総合計画」などの行政の取り組み内容については、市民に分かりやすく周知を図ることも重要である。これらの情報の発信については、平時から「広報こまえ」「ホームページ」等を活用することと合わせて市民説明会等で市民に対して細やかに情報提供する取り組みを進めるべきである。

なお、「令和元年東日本台風に伴う浸水被害対策（最終報告）」については、市民説明会を通して浸水発生原因や今後の浸水軽減対策の説明がなされた。今回特に被害の大きかった駒井町・猪方・中和泉・西和泉地域においては、過去を含めた浸水被害状況、現時点での浸水対策の実施状況、更には今後の取り組みについて、これからも情報提供を続けることが大切である。

(2) 避難所運営

新型コロナウイルス感染症の流行により、避難所の運営にあたっては従来の考え方に加えて感染症予防対策を含めた視点が必要である。感染症予防の対応により避難所の収容人数が少なくなることを想定した上で多摩川・野川の同時氾濫等の複合災害の備えの検討が必要である。

避難所となる施設の設備についてはバリアフリー化やトイレの更なる充実が必要である。また、昨今はスマートフォンが情報収集の手段となっていることから、充電用バッテリーの設置等も必要である。

防災や災害対応に携わる女性職員が少ないため、避難所で女性の意見や立場が尊重されにくくなっている。本市においても防災関係担当に女性職員を積極的に登用することで、女性の意見が避難所運営に反映されるよう工夫することが求められる。さらに女性のための物資を計画的に備蓄し、充実させる必要がある。

(3) ハザードマップの効果的活用方法

ハザードマップは浸水時の被害想定 of 把握だけではなく、住民が避難する場合の安全な避難ルートの確保や自分が住んでいる場所が風水害発生時にどのような状態となり、それに対して事前にどのような様に備えるべきなのかを理解する上で

も重要な役割を持っている。住民がハザードマップを正しく理解するための機会を水防訓練や防災講演会などで継続的に提供することが重要である。

また、ハザードマップに掲載されている被害想定を基に、住民自らが被害をどの様に軽減していくかを考えるためには、行政による情報発信と住民の防災意識を共有化することが重要であることから、ハザードマップを行政と住民の共通のコミュニケーションツールとして活用することが必要である。

(4) 近隣自治体や関係機関との連携

隣接する調布市には石原水位観測所、狛江市の一部及び調布市の一部区域の雨水排水を受け持つ六郷排水樋管がある。六郷排水樋管の水害対策として令和2年6月11日には、「調布市・狛江市合同水防訓練」が実施されたが、調布市との適切な役割分担のもとで浸水対策を行うためにも、今後両市はさらに緊密な連携を図る必要がある。

多摩川による水害の減災のためには、河川管理者である国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所との連携を密にしていくことも引き続き重要である。

また、台風第19号発生時の10月11日午後2時頃に小河内ダムの余水吐放流が開始されたが、その際には市民にはどのような情報提供が適切なのか東京都とも調整を図る必要がある。そして、放流による多摩川の水位の急激な上昇に対しても危険を回避するための措置(職員のパトロールによる安全管理等)を実施することや、併せて市民に対しての速やかな情報提供が重要となる。

(5) 行政と住民の連携

自主防災組織の支援・育成など、行政と住民との連携強化を図り、地域防災活動の整備を進めること、建設・建築関係の団体等を通じて住民に対しても浸水被害を軽減できる家づくり(例として玄関の高さをあげる等)の啓発、土のう設置等による浸水防御の対策など、積極的に浸水被害軽減に向けた取り組みを啓蒙するべきである。

6. その他意見について

本委員会においては、「豪雨対策」について協議を行ってきたが、令和2年2月15日に行われた「狛江市議会の報告と市民の意見を聴く会」ではテーマを「大雨・暴風に備える風水害対策について」とした。この会にいただいた意見については以下のとおりである。

- ・現在公開されている河川の水位情報に加え、水位監視カメラ等を活用し、浸水状況の把握を行い、必要に応じて市のホームページにリアルタイムで公表してほしい。自助という観点からは、逃げる・避難する訓練も必要だが、地域によっては逃げる・避難することで危険が増大する地域もあるのではないか。そのような情報も伝えることが必要ではないか。
- ・議会（議員）は、市内の被害状況を確認するとともに情報収集を行い、発災時の詳細な情報発信を行っていただきたい。
- ・現在作成されているハザードマップは、南部地域センター周辺が現状と合わない。改めて見直しを行うことで内容を充実させ、市内に全戸配布してほしい（災害マニュアルも改めて見直し）。
- ・浸水被害に備えるため、本市においてもタイムライン（行動計画表）が策定されているが、市民に伝わっていない。伝えるための新たな取り組みが必要ではないか。
- ・中和泉は避難指示が出なかった。今年の台風で再び被害が出ない対策をたててほしい。原因究明をしてほしい。六郷水門のマニュアルが甘い。
- ・水と緑の街だから、治水対策の意識を強く持って欲しい。
- ・発災から4か月経っている。要望を専門家に投げ結論対策を急ぐべきである。
- ・世田谷区では、TV放映で対策説明があった。狛江市では行われぬのか。
- ・市民総合体育館を避難所にしてほしい。
- ・被災世帯の実態を確認してほしい。必要な支援メニューが伝わらない。
- ・国からの支援にタイムラグがある。
- ・排水ポンプを大容量化してほしい。貯水池対策や樋管対策を行ってほしい。
- ・治水対策として堤防としての森づくりを。

また、被災地域住民からの意見・要望として、猪方・駒井町住民有志による「安心・安全な狛江市をめざして 台風19号による猪方・駒井町の浸水被害などの記録」とソシア多摩川管理組合による要望書について一委員より各委員へ情報提供があった。

7. 終わりに

今回の調査項目決定後、奇しくも令和元年10月12日から13日に大規模な河川氾濫をもたらした過去最強クラスの台風第19号が大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸した。狛江市においても住宅被害床上浸水102棟・134世帯、床下浸水199棟・314世帯、合計301棟・448世帯の被害があった。今回の所管事務調査により、委員一人一人が、本市の豪雨対策の現状を改めて認識し、他の自治体先進事例を学びつつ、所管部署内外からの説明だけではなく、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所での視察の内容を踏まえたものを、提言としてまとめることができた。

総務文教常任委員会所管事務調査「豪雨対策」の提言が、狛江市における市民への情報伝達・避難所運営などにおける様々な課題解決に向けて、具体的な政策や施策の充実に向けた取り組みのきっかけとなれば幸いである。

また、今後は、本委員会からの提言・提案内容がいかされるよう、議会の一般質問などにおいて、継続的なチェックを行っていく必要があると強く考えている。

「誰もが安心して安全に暮らし続けられるまち一狛江」の実現のため、市民の生命・身体・財産を守るため今後頻発するであろう大規模複合災害への対応が喫緊の課題となっている現在、市長を始めとした執行機関には、総務文教常任委員会の報告書を参考としながら、厳しい財政事情の中ではあるが、災害発生時には被災者支援のため最大限の予算確保に努めていただくとともに、先進的な取り組みを行っている自治体は勿論のこと、多摩川流域各自治体の政策・施策の調査、研究を行うことで、市民が安心して生活できる豪雨対策・被害軽減対策を推し進めていただくよう、改めてお願い申し上げ、結びとする。

8. 開催状況

開催回数等	開催日	会議内容等
第1回	令和元年 6月26日	「所管事務調査事項」決定のため委員間で協議
第2回	令和元年 7月26日	「所管事務調査項目」について協議
第3回	令和元年 9月12日	「所管事務調査項目」を「豪雨対策」に決定。その後、資料請求
第4回	令和元年10月31日	水門開閉について環境部、台風第19号被害状況について総務部より説明を受ける。その後質疑応答
第5回	令和元年12月12日	水門開閉について環境部、台風第19号被害状況について総務部より説明を受ける。その後質疑応答
第6回	令和2年 1月14日	国土交通省関東整備局京浜河川事務所視察
第7回	令和2年 1月29日	所管事務調査、委員間で協議
第8回	令和2年 1月29日	六郷・猪方排水樋管視察
第9回	令和2年 3月 4日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため所管事務調査を実施せず
	令和2年 4月22日	緊急事態宣言により委員会開催せず
第10回	令和2年 6月10日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため所管事務調査を実施せず
第11回	令和2年 7月29日	「所管事務報告書(骨子)案」作成を提示し、委員間で協議
第12回	令和2年 9月15日	「所管事務報告書(骨子)案」作成を提示し、委員間で協議
第13回	令和2年10月28日	「所管事務報告書(骨子)案」作成を提示し、委員間で協議
第14回	令和2年12月11日	「所管事務報告書(骨子)案」作成を提示し、委員間で協議
第15回	令和3年 1月27日	「所管事務報告書(骨子)案」作成を提示し、委員間で協議
第16回	令和3年 3月 4日	調査報告書決定

9. 総務文教常任委員名簿

職名	氏名	所属会派等
委員長	三角 たけひさ	自由民主党・明政クラブ
副委員長	宮坂 良子	日本共産党狛江市議団
委員	石井 功	議長
委員	鈴木 えつお	日本共産党狛江市議団
委員	石川 和広	狛江市議会公明党
委員	高木 さとこ	立憲民主こまえ
委員	三宅 まこと	無会派
委員	栗山 たけし	自由民主党・明政クラブ